

JIAのFIT認証について

一般財団法人日本ガス機器検査協会（JIA）

JIA-QAセンター 審査部 柳澤 衛

本部 〒107-0052 03-5570-5981(代)
東京都港区赤坂1-4-10

東京事業所 〒174-0051 03-3960-4251(代)
東京都板橋区小豆沢4-1-10

名古屋事業所 〒485-0016 0568-72-2361(代)
愛知県小牧市間々原新田字下芳池328

大阪事業所 〒532-0032 06-6224-4468(代)
大阪府大阪市淀川区三津屋北2-22-62

JIA-QAセンター 〒107-0052 03-5570-9561(代)
東京都港区赤坂1-4-10

本日の議題

- JIAの認証事業
- FIT制度の概要
- JIAが行うFIT制度下のバイオマス燃料の認証
- 森林認証とFITの関係
- 今後の課題およびJIAのスタンス

- まとめ

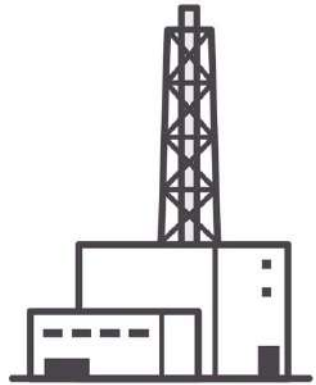
JIAの認証事業

- ガス機器の安全性に関する検査、認証、認定など（ガス事業法、液石法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法に定められている品目の適合性検査）
- ISO9001（QMS）、ISO14001（EMS）、ISO22000、FSSC22000、JIA-GMP、JFS-C、JIA-GMP、ISO50001、ISO45001、IATF 16949、ISO 9001+ARR、GHG 排出量検証、タイプⅢ環境ラベル、森林認証（FSC/PEFC/SGEC）、クリーンウッド法登録実施、FIT認定、木材トレーサビリティなど

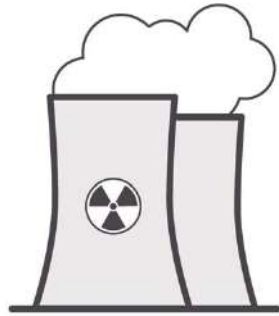
FIT制度の概要

- 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」
- 再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気が対象
- 一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付け
- 平成24年7月1日からスタート
- 主管は経済産業省

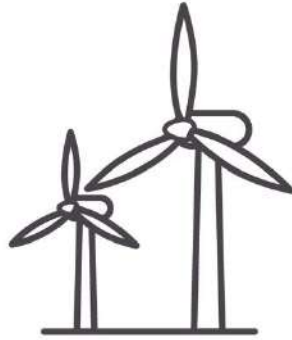
FIT制度の概要



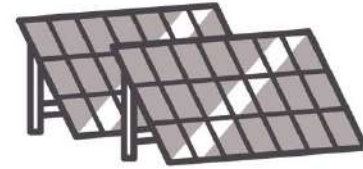
火力発電



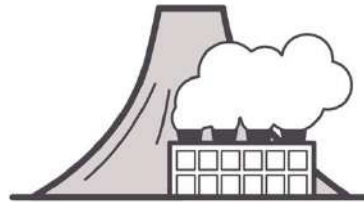
原子力発電



風力発電



太陽光発電



地熱発電

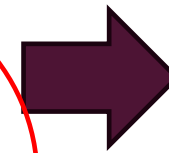
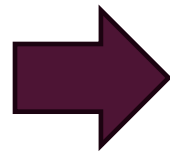


バイオマス発電



水力発電

中小水力



エネルギー基本計画
カーボンニュートラル
GHG排出量削減
ゼロエミッション
など

FIT制度の概要

	1kWhあたり調達価格/基準価格		
	メタン発酵ガス	間伐材等由来の木質バイオマス	
	(バイオマス由来)	2,000kW以上	2,000kW未満
2022年度 (参考)	39円	32円	40円
2023年度	35円		
2024年度			
調達期間/	20年間		
交付期間※			

	1kWhあたり調達価格/基準価格				
	一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料	農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料 (入札制度適用区分)	建設資材廃棄物	廃棄物・その他のバイオマス	
	10,000kW以上 (入札制度適用区分)	10,000kW未満			
2022年度 (参考)	入札制度により決定 (第5回18.0円)	24円	入札制度により決定 (第5回18.0円)	13円	17円
2023年度	入札制度により決定 (第6回17.8円)		入札制度により決定 (第6回17.8円)		
2024年度	入札制度により決定		入札制度により決定		
調達期間/	20年間				
交付期間※					

FIT制度の概要

再エネ賦課金の推移



日本平均：
一人暮らし=185kWh/月
四人家族=400kWh/月

©JIA 2023

株式会社エスイーライフHP

電気ご使用量のお知らせ		電気料金領収証	
エネ庁 タロウ 様		エネ庁 タロウ 様	
●●年×月分		●●年×月分	
ご使用量 000 kWh	ご請求予定額 0,000円	請求金額 0,000円	支払金額 0,000円
前月振込数 000	基本料金 000円	基本料金 000円	基本料金 000円
前月振込数 000	第1料金 000円	第1料金 000円	第1料金 000円
前月振込数 000	第2料金 000円	第2料金 000円	第2料金 000円
	第3料金 000円	第3料金 000円	第3料金 000円
	燃料費調整額 0円	燃料費調整額 0円	燃料費調整額 0円
	再エネ賦課金 0円	再エネ賦課金 0円	再エネ賦課金 0円

再エネ賦課金

電気料金

+

再エネ賦課金

=

月々の電力会社へのお支払い

〈再エネ賦課金の算定方法〉

(2023年5月検針分の電気料金から適用される単価)

再エネ賦課金

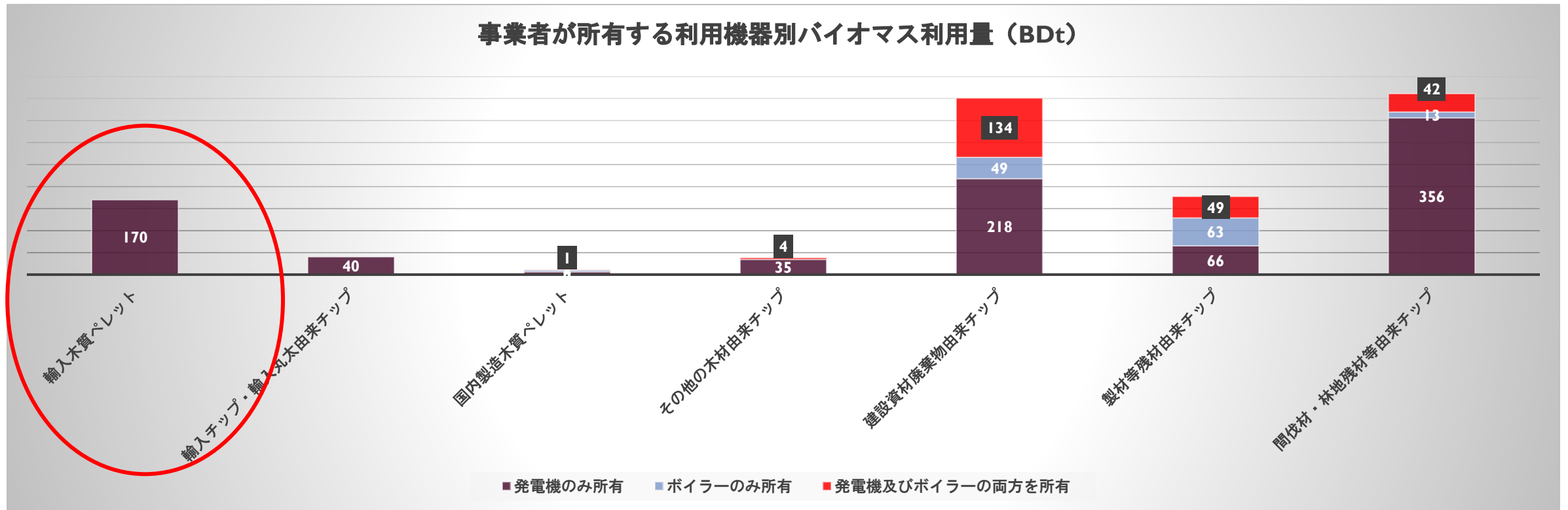
=

ご自身が
使用した電気の量(kWh) × 1.40円/kWh[※]

※ただし、大量の電力を消費する事業所で、国が定める要件に該当する方は、再生可能エネルギー賦課金の額が減免されます。

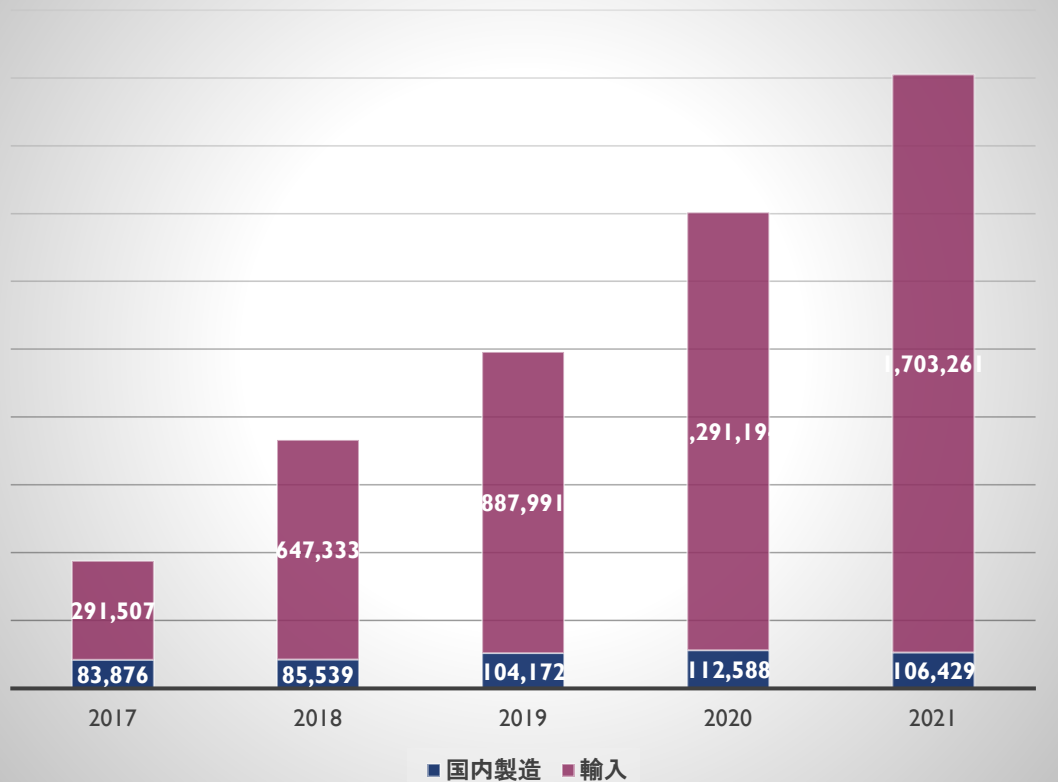
FIT制度の概要

事業者が所有する利用機器別バイオマス利用量 (BDt)

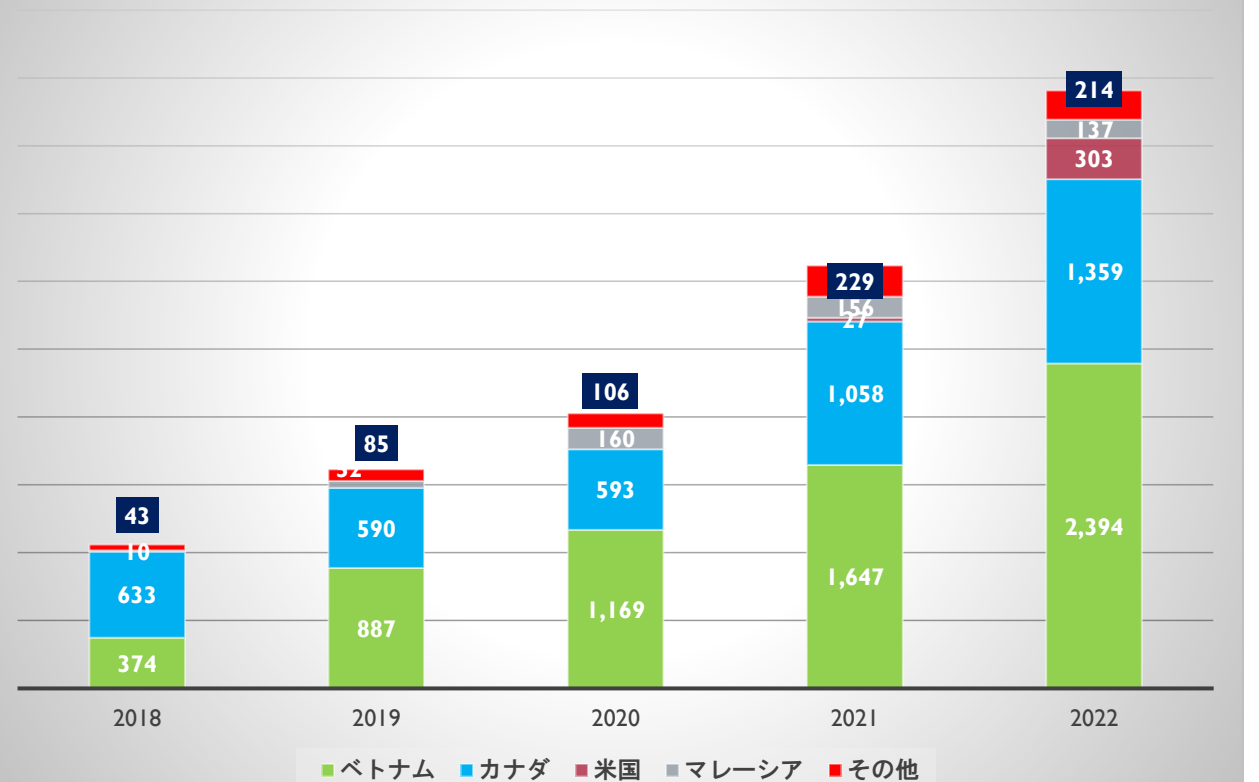


FIT制度の概要

木質ペレットの利用量推移 (t)



木質ペレットの輸入推移 (千トン)



JIAが行うFIT制度下のバイオマス燃料の認証

- FITは団体認定が前提
- 根拠→木質バイオマス発電・証明ガイドラインQ&A平成24年8月27日（最終更新平成27年7月10日）林野庁



問6- 8. いかなる団体にも所属していない業者はどう対応すべきか。

第三者による監査を受けるなど、団体等の認定を受ける場合と同等の信頼性を確保することが必要

JIAが行うFIT制度下のバイオマス燃料の認証

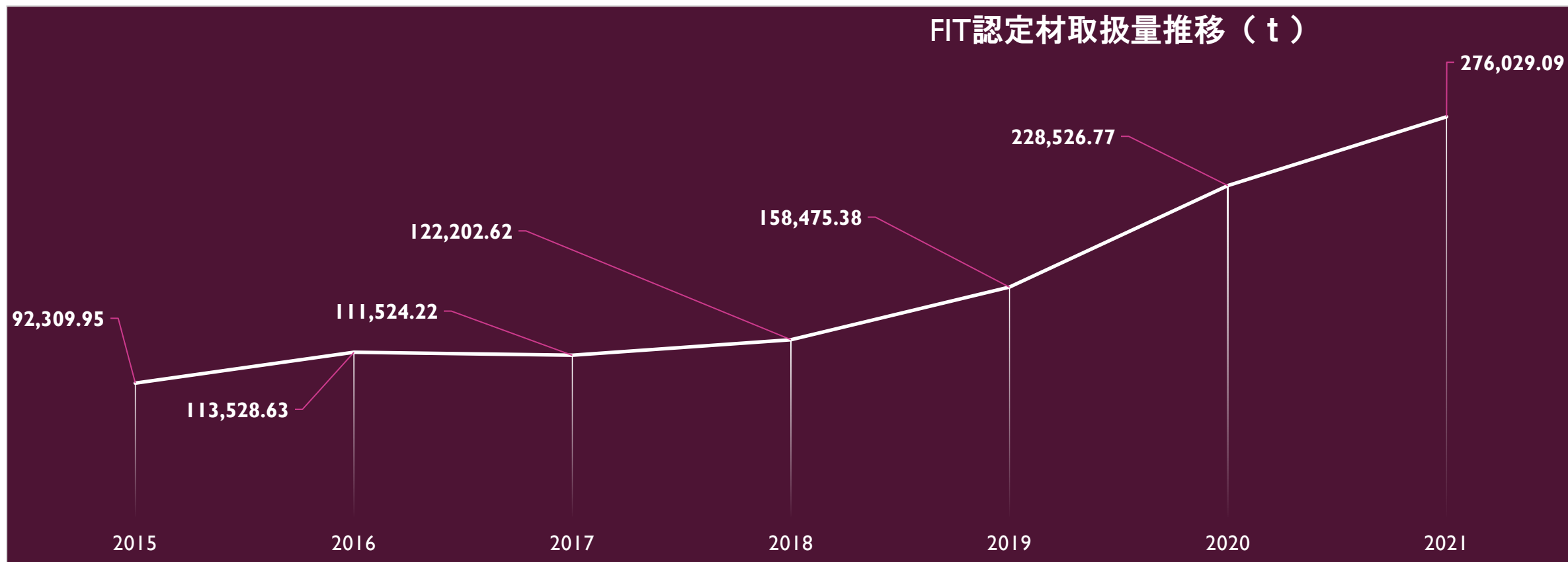
<原則>

- 木質バイオマス燃料の供給者に対する認証
- 法律、経産省、林野庁の指示、方針に従う
- その時の状況により、方向性は改善／修正されるものであると思った方がよい

<JIAの特徴>

- 輸入材の取扱い事業者が多い
- 商社が多い

JIAが行うFIT制度下のバイオマス燃料の認証



JIAが行うFIT制度下のバイオマス燃料の認証

輸入材が一般木質バイオマス燃料となるには

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン 平成18年2月 林野庁」

への適合性が要求される

JIAが行うFIT制度下のバイオマス燃料の認証

FIT制度で大切なことは合法性と持続可能性である。

ガイドラインには、それが立証できる方法として

- (1) 森林認証制度及びC o C 認証制度を活用した証明方法**
- (2) 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法**
- (3) 個別企業等の独自の取組による証明方法**

を紹介している

JIAが行うFIT制度下のバイオマス燃料の認証

(3) 個別企業等の独自の取組による証明方法

企業がすべきことについて、手順書を定めた。この手順書についてはNGOなどの利害関係者との意見調整をおこなった

<特徴>

適用する法律を特定する。法律の順守評価を行う
途上国では順法結果について検証を義務付けている

JIAが行うFIT制度下のバイオマス燃料の認証

ペレット/チップを輸入する場合

1. ペレットの原料となる森林、集材、工場、シッパー等を含む供給連鎖を決める
2. 上記の全プロセスに適用される法律を特定する
3. 法律の順守状況および材の持続可能性を確認する
4. 順守していることを確認したら、現地のベリファイヤーに、適用されている法律、確認方法などについて、検証してもらう
5. 並行して、特に工場等についての分別管理手順や記録管理などマネジメントシステムを確立し、提供する。日本のFITについての教育などをおこなう
6. JIAの審査を受ける（全工程についての確認を要する）

JIAが行うFIT制度下のバイオマス燃料の認証

JIAでFITの審査を受ける場合に必要な資料の入手方法

<https://www.jia-page.or.jp/>

森林認証とFITの関係（JIAの考え方）

＜森林認証について＞

ガイドラインでは

（１）森林認証制度及びC o C認証制度を活用した証明方法

で言及

認証材以外の材が混ざっている認証製品などは、「認証材以外の部材について持続可能性が十分に確認できない」、などの疑義がある

森林認証とFITの関係

<重要なポイント>

森林認証は **合法性と持続可能性** を確認するための手段

の一つであるという認識

ということは、森林認証材であってもは×

森林認証とFITの関係

(1) 森林認証制度及びC o C 認証制度を活用した証明方法
に則して、合法性および持続可能性があるものとしてJIAが承認した実績

- FSC 100% 100%PEFC認証
- SVLK (EUTRで認められた唯一のFLEG-T)

他にも信頼性の高い認証制度はあるが、制度を調べる必要性あり

森林認証とFITの関係

森林認証材100%で構成されていない製品については、森林認証材でない部分は合法性、および持続可能性が不明なことから、JIAでは（1）としては見ていない

原則としてサプライチェーンを決定し、森林、流通に至るまで、訪問して合法性、持続可能性を確認

=（3）個別企業等の独自の取組による証明方法

第三者の評価が必要

森林認証とFITの関係

<例外>

森林認証を受けていない材の部分の「合法性、持続可能性の情報」が、

- 1) 実施したDDに含まれている
- 2) DDの結果に対して第三者による検証がなされている
- 3) DDの結果が公開されていて、誰でも入手可能である

場合は、訪問しない場合もある

森林認証とFITの関係

Biomass Fuel Vietnam Co., Ltd の管理木材（CW）の例

<https://search.fsc.org/en/?tab=certificates-list&search=biomass+fuel&page=1>

今後の課題およびJIAのスタンス

<課題>

農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（輸入）、輸入木質バイオマス、国内森林に係る木質バイオマスについては、3年間の経過措置を設けつつ、2023年4月にライフサイクルGHGの基準を適用する制度を開始する。ライフサイクルGHGの確認には第三者認証等を活用することとする

経済産業省 木質バイオマスワーキング資料より

今後の課題およびJIAのスタンス

制度開始後の発電事業者の実施事項

2021年度以前の認定案件 ⇒ 望ましい開示・報告方法に基づき情報開示

2022年度以降の認定案件 ⇒ ライフサイクルGHGを規定値に基づき実施

⇒ 算定結果を第三者検証することが求められるか。。。可能性大

今後の課題およびJIAのスタンス

<JIAのスタンス>

- 行政機関の指示および指導に従う
- 利害関係者との意見交換を積極的に図る
- 企業が抱えるリスクを最小限にして運用できるように情報提供してゆく

まとめ

1. FITでは20年間は国によって電力会社の買取が義務付け
2. FITは団体認定が原則、JIAは第三者認証機関として実施
3. 輸入ペレットが燃料として増加。特にベトナム
4. 輸入材はガイドラインに適合性すれば、一般木質バイオマス燃料になる
5. **合法性と持続可能性**がカギ
6. FITは多くの利害関係者が絡んでおり、制度は見直されている
7. 森林認証だから、直ちにOKとはしていない
8. 森林認証材以外の材は原則的に合法性および持続可能性を訪問審査で確認する
9. 但し、他の方法で合法性および持続可能性が確認でき、かつ誤認証のリスクが低い場合は訪問しなくてもよい場合もある
10. 今後は、**GHG**が義務付けられてくる
11. JIAは申請者が負うリスクを低減できる情報の提供に努める



ご清聴ありがとうございました